

宮城県生活衛生事業者燃料価格高騰対策支援補助金 交付申請の手引き

令和6年12月

申請受付期間

令和7年1月8日（水）から令和7年2月7日（金）まで

補助対象者

県内において、一般公衆浴場又はクリーニング所（受取・引渡のみを行う取次店を除く）を営業する者

※ 詳細な要件は次頁のとおり

申請方法

原則 郵送による申請（令和7年2月7日消印有効）

※ 郵送が難しい場合は、事務局に持参することも可能ですが、混雑緩和等のため、お越しになる前に、問合せ先に電話をお願いします。

申請に必要な書類

- ① 申請書（振込先口座情報が記載された通帳等の写し（コピー）を貼付）
- ② 県税に未納がないことの証明書（県税の納税証明書）

※ 発行から3か月以内のもの

申請先／お問い合わせ先

宮城県食と暮らしの安全推進課 補助金交付申請受付
所在地：〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話番号：022-211-3661（平日9:00～17:00）

補助金の概要

【趣旨】

本事業は、燃料価格等の高騰による影響を緩和するため、生活衛生事業者のうち、事業経費に占める燃料費等の割合が大きく、燃料価格高騰の影響が大きい一般公衆浴場及びクリーニング所（受取・引渡のみを行う取次店を除く）に対し、かかり増し経費の一部を補助し、継続的に安定した経営を行うことができるよう支援するものです。

【交付額】

- 一般公衆浴場 一施設につき、10万円
 - クリーニング所 一施設につき、5万円
- （受取・引渡のみを行う取次店を除く）

【対象事業者】

以下の要件をすべて満たす者

◆要件

- ① 令和6年12月11日時点において、県内で、公衆浴場法に基づく一般公衆浴場の営業許可を取得している施設、又はクリーニング業法に基づくクリーニング所（受取・引渡のみを行う取次店を除く）の検査確認を受けている施設であること。
- ② 申請する施設が、令和6年4月1日から同年12月11日までの期間において、営業の実態があり、今後も営業を継続する意思があること。
- ③ 申請する施設の運営において、燃料価格高騰の影響を受けていること。
- ④ 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人ではないこと。
- ⑤ 県税に未納がないこと。
- ⑥ その他 申請書に記載された「誓約事項及び同意事項」の全てに誓約・同意できること。

交付までの流れ



よくある質問

Q1.対象となる施設はどのようなものですか。

以下の施設が対象です。

- ① 公衆浴場法に基づく一般公衆浴場の営業許可を取得している施設
※ その他の公衆浴場（スーパー銭湯や日帰り温泉施設等）は対象になりません。
- ② クリーニング業法に基づくクリーニング所（受取・引渡のみを行う取次店を除く）の検査確認を受けている施設
※ 受取・引渡のみを行う取次店の検査確認のみを受けている場合は、対象になりません。

Q2.令和6年12月12日に検査確認済証が発行されましたが、対象ですか。

令和6年12月11日までに、許可又は検査確認済証が発行されている必要がありますので、対象にはなりません。

Q3. 現在営業を休止していますが、対象になりますか。

補助金の交付には、令和6年4月1日から同年12月11日までの期間における営業実態及びそれ以降も営業を継続する意思が必要です。ただし、上記期間を休業した場合でも、今後も営業を継続する意思があれば、補助金の対象となります。

Q4.複数の施設を営業していますが、施設の数だけ申請することができますか？

施設ごとに申請が可能です。なお、申請書については、施設ごとに提出してください。

Q5.県外にある施設についても、対象になりますか。

宮城県内の施設のみが対象です。

Q6.洗たく物の処理を行うクリーニング所で使う燃料は、何であれば対象になりますか。

物価高騰の影響を受けた燃料の種類については、限定していません。

Q7. 営業許可証又は検査確認済証に記載された営業者である母が高齢のため、手続きが難しいので、代わりに子である私が申請者となって手続きを行えますか。

原則、営業者が申請者となって手続きを行う必要がありますが、これにより難しい場合は、営業者である母より補助金申請に係る委任を受け、それを立証する書類の提出が必要となります。申請前に問合せ先にご相談ください。

Q8.営業等に関する保健所への変更手続きを失念していました。この場合がどうすれば良いですか。

保健所に連絡し、必要な手続きを行ってください。補助金の申請に当たっては、申請前に問合せ先にご相談ください。

Q9. 県税の納税証明書は、どこで発行できますか。

最寄りの県税事務所で発行しています。
※ 市区町村や税務署ではありません。